

保 存 版

P T A 細 則



2023年度版

宝塚市立すみれが丘小学校 P T A

※卒業されるまで大切に保管してください。

すみれが丘小学校 P T A 細則

I 任意入退会についての内規

II 役員・学年委員選出内規

III 慶弔に関する内規

IV P T A 会費に関する内規

P T A 細則について

P T A 細則は、P T A 規約第 11 章「付則」第 35 条に定められる通り、委員総会の承認を得て、会長により P T A 規約とは別に定めることができるものとする。

※詳細については各項目の説明をご参照下さい。

I 任意入退会についての内規

1. 本会に入会を希望する者及び退会を希望する者は、この細則の定めるところに従って手続きを行なうものとする。
2. 本会に入会を希望する者は、本会PTA会長宛に、同意する旨の「入会についての同意確認書」を提出すること。
3. PTA会長より入会の承認を得た者は、直ちに会費を納入しなければならない。
4. 入会後は卒業時まで自動継続とする。
5. 退会を希望する者は、本会PTA会長宛に、同意しない旨の「入会についての同意確認書」を提出すること。
未納の会費がある場合は、速やかに納入しなければならない。但し、子の卒業や転出、または教職員の勤務校の異動や退職した場合は自動退会とする。
6. 任意退会した者については、毎年度「入会についての同意確認書」にて意思確認をするものとする。
7. 年度途中での入退会については認めないものとする。

II 役員・委員選出内規

本校PTA会員である限り、原則として1児童につき1回は役員・委員を経験することとし、その任期を1年とする。※執行部経験者については1家庭1回とする。

1. 執行部役員について
 - (1) 旧年度中にPTA会員の中から執行部役員を11名・補欠2名を選出し、互選により、各役職（会長1名・副会長3名・担当長6名（内3名を副会長兼任とする）・書記・会計各2名）を決定する。なお、補欠、副会長・担当長の定数は基本であるが、選考の際必要に応じてその人数枠を見直すことができる。
※補欠の任期は新年度のPTA総会までとする。
 - (2) 役員及び会計監査に欠員を生じた場合は、以下の方法により補充することを原則とする。
 - ①会長欠員の場合は、副会長が代行する。
 - ②会長以外の役員欠員の場合は、運営委員会より補充する。
 - ③会計監査員欠員の場合は、委員総会で審議し補充する。
 - (3) 選出方法
 - ・立候補者のある場合は、これを優先する。
 - ・立候補者のない場合は抽選とするが、執行部経験者は本人の希望がない限り再選されない。

2. 青少年育成部員について

- (1) 旧年度中に P T A 会員の中からブロックごとに 1 名選出する。
- (2) 選出された青少年育成部員は、P T A 委員として活動する。

3. 委員について

- (1) 旧年度中に P T A 会員（新 2 年生～新 6 年生）の中から選出する。選出人数は、各部会必要人員の合計人数及び委員全体で補欠 2 名とする。なお、各部会必要人員及び補欠の人数枠は、選考の際必要に応じて見直すことができる。
- (2) 委員は、各部会に配属される。それぞれの所属は話し合いにより決定する。
- (3) 各部会には代表として、部長及び副部長を設ける。その選出方法は各部会の互選とする。
- (4) 各委員に欠員が生じた場合は、繰り上げ選出を原則とするが、各部会の話し合いによっては、その限りではない。
- (5) 選出方法
 - ・立候補者のある場合は、これを優先する。
 - ・立候補者が定員に満たない場合、役員・委員未経験者より抽選。定員より上回る場合は、立候補者の中から抽選とする。
 - ・執行部経験者は本人の希望がない限り選出されない。

4. 免除対象者について

下記に 1 つでも該当する方は本人の希望がない限り免除対象者とする。

- (1) 妊娠中である
- (2) 当年 4 月 1 日時点で 2 歳以下の子どもがいる
- (3) 3 歳以上の未就園児（幼稚園・保育園等に在籍していない子ども）がいる
- (4) 母子・父子家庭である
- (5) やむを得ない事情がある方は学校長判断とする
※理由や診断書の提出等は P T A からは求めないものとする
- (6) 当年 4 月 1 日以降の転入者である

Ⅲ 慶弔に関する内規

- | | | |
|--------------------------|--------|--|
| <input type="checkbox"/> | ご不幸 | ・職員、保護者、児童 5 0 0 0 円
・その他については弔電とする。
※香典以外に楮等は、その都度協議する。 |
| <input type="checkbox"/> | お見舞い | その都度、協議によって決める。 |
| <input type="checkbox"/> | 災害 | その都度、協議によって決める。 |
| <input type="checkbox"/> | その他の慶弔 | その都度、協議によって決める。 |
| <input type="checkbox"/> | 会葬 | その都度、協議によって決める。 |

IV P T A会費に関する内規

1. P T A会費徴収について

「入会についての同意確認書」をもって同意した者は会費を納めるものとする。

「入会についての同意確認書」の提出時期は下記の通りとする。

- (1) 在校生については前年度
- (2) 新入学生については入学式
- (3) 教職員については異動日
- (4) 転入生については随時

その月の1日現在に入会している場合、その月の会費を徴収するものとし、転出入児童においても同様とする。但し、4月についての転出入生の場合は始業式、新入学生の場合は入学式を基準とする。

2. 複数児童在籍時の徴収方法について

一家庭において複数の児童が在籍する場合、一番下の児童より徴収する。

平成11年(1999年) 2月3日改訂
平成12年(2000年) 2月23日改訂
平成14年(2002年) 2月13日改訂
平成16年(2004年) 2月4日改訂
平成16年(2004年) 12月1日改訂
平成17年(2005年) 11月25日改訂
平成21年(2009年) 3月11日改訂
平成22年(2010年) 6月10日改訂
平成24年(2012年) 10月11日改訂
平成27年(2015年) 2月12日改訂
平成27年(2015年) 12月10日改訂
令和4年(2022年) 11月1日改訂
令和5年(2023年) 11月27日改訂
令和6年(2024年) 2月9日改訂